

企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00165

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年4月28日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年4月28日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年7月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【村上 幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本案件について、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 5月 13日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年 5月 19日までに当機構ウェブサイト上にて行います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 5月 28日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月

25日版) 」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

また、見積もり際には2021年度報酬単価（月額上限額）を適用してください。

(<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) 一般業務費のうち特殊傭人費や旅費・交通費等現地調査にかかる経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) US\$ 1 = 110.209 円
 - b) EUR 1 = 129.366 円
- 5) その他留意事項
 - a) 本件業務について、渡航対象国に「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象国（もしくは対象国内の対象地域）が含まれる場合には、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表3：

報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」を参照してください。
また、報酬単価（月額上限額）については、下記サイトをご参照下さい。
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

- b) 渡航対象国にコートジボワール国が含まれる場合、宿泊料は、特号～6号について、一律 15,500 円／泊として計上してください。（本企画競争説明書の第4章（5）安全管理もご参照下さい。）

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／回廊開発
- b) 物流網／ロジスティクス・バリューチェーン・サプライチェーン
- c) スマートコリドー／スマート技術・データ管理・モニタリング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5％以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年6月15日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：アフリカの回廊開発・地域開発に関する計画策定、調査、評価等の経験

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

a) 業務主任者／回廊開発

b) 物流網／ロジスティクス・バリューチェーン・サプライチェーン

c) スマートコリドー／スマート技術・データ管理・モニタリング

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／回廊開発）】

a) 類似業務経験の分野：回廊開発の計画策定、調査、評価分析

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ 及びその他 開発途上国

c) 語学能力： 英語（仏語ができるとう望ましい。）

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 物流網／ロジスティクス・バリューチェーン・サプライチェーン】

a) 類似業務経験の分野：回廊または広域物流網の計画策定、調査、評価分析

b) 対象国又は同類似地域： アフリカ 及びその他 開発途上国

c) 語学能力： 英語（仏語ができるとう望ましい。）

【業務従事者：担当分野 スマートコリドー／スマート技術・データ管理・モニタリング】

a) 類似業務経験の分野：回廊または広域物流網におけるスマート技術導入・利活用促進

b) 対象国又は同類似地域： 評価せず

c) 語学能力： 評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／回廊開発</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>物流網／ロジスティクス</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>スマートコリドー</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 6月 3日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

日本政府は第5回アフリカ開発会議（TICADV、2013年）において、アフリカの経済成長と企業のアフリカ開発への参加・関与を後押しすべく、5つの成長回廊開発・重点地域（5重点地域）及びアフリカ10カ所の戦略的マスタープラン策定の支援を表明した。JICAは同表明に基づき、アフリカの経済回廊開発・重点回廊において戦略的マスタープランの策定支援を推進してきた。これまで北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長リングの3つの総合広域開発重点地域（3重点回廊）を対象に、回廊マスタープランの策定支援を通じ、回廊開発のポイントである物流インフラ整備と併せた産業ポテンシャルの向上、市場規模拡大、インフラ・物流のボトルネックの解消を図ることを提唱し、具体的な優先プロジェクトを提案してきた。TICAD7（2019年）においては、これら回廊開発マスタープランの開発効果、成果（物流コストや時間の低下、拠点形成等）について発信を行ってきたところである。

JICAは2018年度から19年度にTICAD7に合わせて、回廊マスタープランの効果を測定する「アフリカ地域戦略回廊（北部回廊・ナカラ回廊・西アフリカ成長リング）開発の効果に係る情報収集・確認調査」を実施し、主に物流コストや時間の低減等の一定の効果が得られたことが検証された。加えて2019年度には「アフリカ地域小売流通のバリューチェーン分析に係る情報収集・確認調査」を実施し、更にミクロの視点から、コモディティのレベルで物流の促進に向けた課題を分析すべく、アフリカの現地スーパーマーケットの流通のバリューチェーンに着目し、アフリカ回廊の物流拡大の阻害要因（インフラ整備、産業政策、マーケット特性等）や民間による課題解決に向けた取組を把握し、アフリカ3重点回廊地域を含むアフリカの各回廊開発促進への提言を取り纏めてきた。

JICAは今後も産業や社会セクターも含めた総合的な回廊開発アプローチを通じた広域の地域開発支援を継続することを考えているが、近年のデジタル化による技術革新は、今後の計画策定の効率性、計画の実施・促進・モニタリング、物流網の利便性・安全性を飛躍的に向上させ、リアルタイムの情報収集や分析に基づく迅速なファクトベースの政策判断やサービスの質向上が可能になると考えられ、よりよい回廊開発にむけ有用となる技術の把握・導入検討が必要と思われる。

アフリカ連合(AU)はアフリカ大陸の長期開発ビジョンとしてアジェンダ2063 (Agenda2063)において地域統合を掲げ、回廊開発や国境手続き円滑化を通じた社会・経済開発を達成すべくアフリカ・インフラ開発プログラム (PIDA : Programme for Infrastructure Development in Africa) を策定しインフラ開発に取り組んでいる。

PIDAの優先行動計画（PAP1：Priority Action Plan、2012年～2020年を対象年次）においては、51のプログラム、433のプロジェクトが提案され、PIDAの優先事業の実施を促進してきた。

今般、アフリカ連合委員会（AUC）により2021年から2030年を対象としたPIDA-PAP2が策定され、2021年2月に採択された。PAP1からの教訓として、選定プロセスの透明化、実現性の高い優先事業の絞り込みを行い、統合的な回廊アプローチ（Integrated Corridor Approach）としてジェンダー、気候変動、雇用創出、地方との連結性強化の横断的課題に貢献する69の事業を選定している。

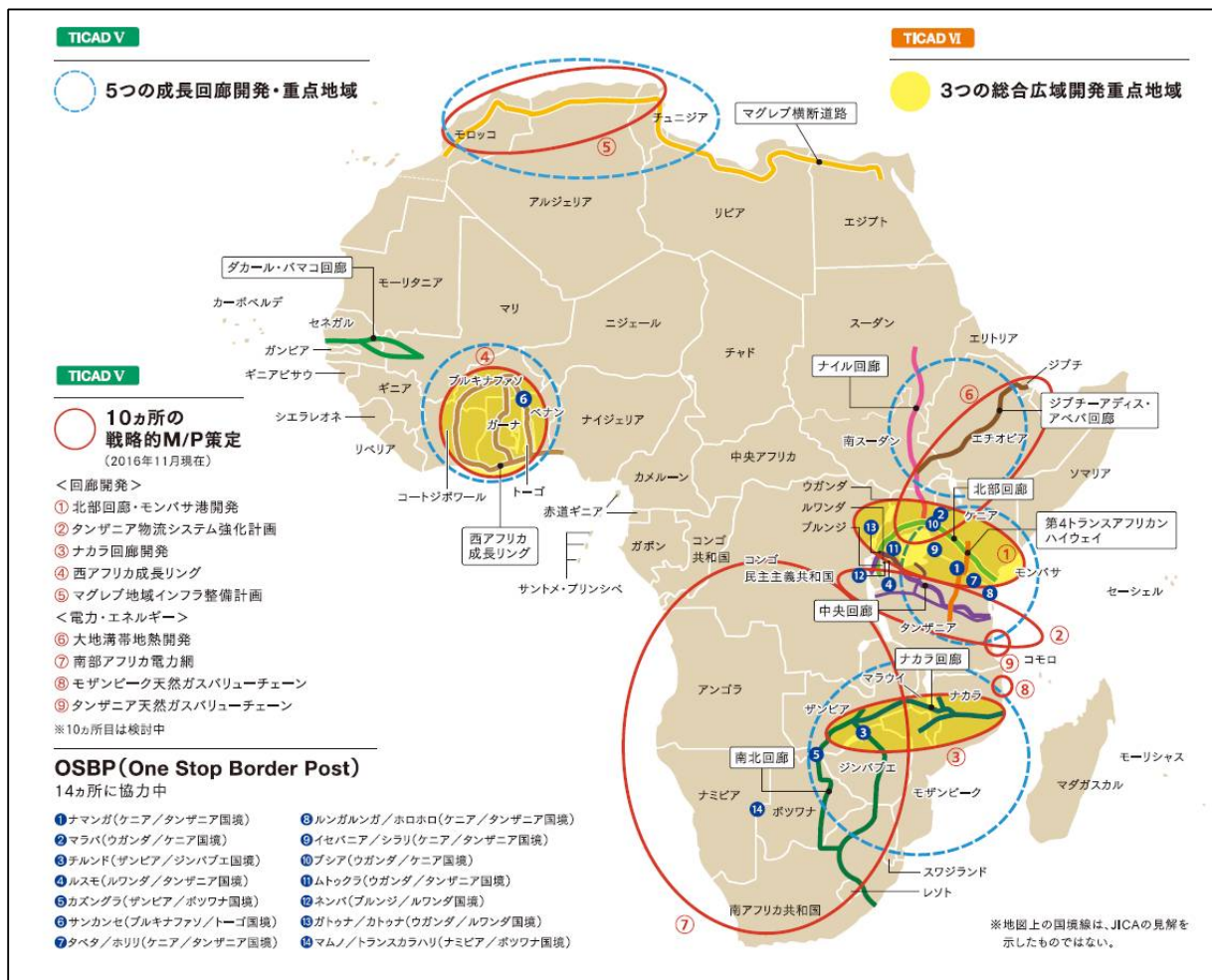
今般策定されたPAP2対象回廊のうち、JICA支援方針等と合致する協力可能性のある回廊において、JICAの回廊開発のアプローチや実施段階における助言等を行うことで、AUDA-NEPADとJICAが双方の回廊開発アプローチへの理解を深め、今後の連携の検討や教訓を共有する関係構築に寄与することが期待される。

加えて近年のCOVID-19の感染拡大により回廊の物流及び回廊開発の関連事業の停滞等の影響が発生している部分があると考えられ、これらの影響を把握し、回廊上の物流面での今後の類似事例等発生時における対応の検討や、回廊開発事業の促進・モニタリング等で見直しが必要となっているような事象が無いか、確認し検討する必要がある。

JICAではこれらの機会を捉え、①これまでの回廊開発に関するレビューを行い、②物流面での改善のみならず、社会・産業セクターにおける発展状況や正負のインパクトの発現状況について確認しつつ、③DX等の技術による効率的で正確な情報収集による政策判断やサービスの質の改善を取り入れ、④PAP2の概要を把握し、事業や回廊開発計画としてのREGs（地域経済共同体：Regional Economic Communities）等による実施促進・進捗管理等含め連携の可能性を模索し、⑤COVID-19の物流や回廊開発に与えた影響を踏まえ、今後のJICAの協力方針を検討し、回廊開発アプローチ2.0としてTICAD8で発信することを想定している。

参考図：TICADV と TICADVI での回廊支援対象地域

（「JICAのアフリカ支援」より https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq0002iqnxw-att/support_of_jica_qae.pdf）



第3条 調査の目的と範囲

本調査は、AUDA-NEPADの策定したPIDA-PAP2及びJICAがこれまで支援してきた回廊での経験を踏まえ、他地域での回廊開発の経験・成果等を分析した上で、今後のアフリカ地域における回廊開発分野におけるJICAの協力方針案を検討することを目的に実施するもの。

業務の範囲は、上記に示す業務の目的を達成するために「第4条. 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第6条. 報告書等（成果品）」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 既往調査との関係

背景に記載のとおり、アフリカにおける回廊開発、クロスボーダーインフラに関する各種調査が過去に実施されていることから、既往の調査結果及びその提言を踏まえた提言を取りまとめること。

(2) 回廊開発の成果の分析

回廊開発マスタープランの実現、並びに優先プロジェクトの実施はインフラプロジェクトも含めて10年単位の中長期な取り組みを必要とすることから、TICAD V

以降の回廊上で起こっている変化をマクロレベル、ミクロレベルで検証し、回廊マスタープランとの因果関係についても可能な限り整理すること。回廊開発の成果・効果について重点3回廊個別の進捗や効果を測定することにとどまらず、より広い範囲での社会経済的な変化（市場の拡大、回廊整備を通じて連結性が向上した結果もたらされた変化）等、「インパクト」に着目した効果の検証を行う。

（3）AUDA-NEPAD との連携について

AUDA-NEPAD と JICA は、定期的に会合を持つなど連携を深めている。AUDA-NEPAD は PIDA-PAP2 実施促進に係る戦略のもと、PIDA Quality Label (PQL) によるラベル認証や、Virtual PIDA Information Centre (VPIC) によるデータベースの作成等を通じ、PIDA 全体の実施促進に寄与するソフト面での支援を行っている。PIDA-PAP2 もアフリカの関係者の強いオーナーシップのもと策定されてきており、今回の調査結果が AUDA-NEPAD（特にソフト面での PIDA 支援策）にとって有用なものとなるよう密な連携に努めながら実施する。AUDA-NEPAD には、JICA からシニアアドバイザーと企画調査員が派遣されており、本調査の実施については、両名と調整しつつ準備が進められてきている。

（4）対象国・渡航対象国

本調査では、序盤に PAP2 の内容分析や既存の回廊支援成果等の机上調査を行い、調査の渡航対象国を絞り込むことを想定している。AUDA-NEPAD が所在する南アフリカのほか、RECs 所在地や今後の協力可能性からみて有望な回廊の対象国等が候補となり得る。

想定される有力候補国：南アフリカ（AUDA-NEPAD／南北回廊）、タンザニア（東アフリカ共同体：EAC）、ブルキナファソ（西アフリカ経済通貨同盟：UEMOA）、ナイジェリア（西アフリカ諸国経済共同体：ECOWAS）ケニア、ウガンダ（北部回廊）、モザンビーク、マラウィ（ナカラ回廊）、ザンビア（ナカラ回廊／南北回廊）、ガーナ、コートジボワール、ベナン（西アフリカ成長リング）、ボツワナ、ジンバブエ（南北回廊）等

新型コロナの感染拡大や渡航制限も想定されることから、机上調査の結果が取りまとまった段階で最終的な渡航先を機構と相談の上決定することとする。

プロポーザルにおいては、机上調査において実施する想定であるオンライン調査のヒアリング候補先、現地渡航が望ましいと考えられる候補国と必要な実施体制（例：2グループに分けて計5か国を調査対象とする、等）を提案すること。調査開始後に渡航国並びに渡航時期を JICA と相談して決定することから、現地調査にかかる経費（航空賃、旅費、通訳配置等）は別見積もりとし、確定後に変更契約を行うことを想定する。なお、遠隔業務（オンライン会議）にて会議を行う際の通訳配置については、適宜本見積もりに含めること。

（5）対象セクター

PIDA-PAP2 では、交通のほか、ICT、水、電力が対象となっており、概要の把握・整理の作業は全セクターを対象とするが、今後の協力方針検討等の作業にかかる部分

は、これまでの回廊アプローチ同様交通分野や産業、社会セクター等を中心に行い、関連する部分は ICT、水、電力も含めて情報収集・分析を進める。

(6) 地域経済共同体 (RECs) の計画

PIDA-PAP2 は各国や RECs の計画から優先度の高い事業を集めて策定されているが、本調査では各 RECs の MP や計画を可能な限り収集し、概要の整理を行う。主要な回廊や JICA の運輸交通、都市地域開発、産業（農業を含む）、社会（教育・保健・地方行政）セクターにおける協力アセット、協力方針と連携の可能性があると考えられる回廊等について情報収集し、産業開発の動向を取り込んだ交通計画やスマート技術等による付加価値のある提案を検討する。

(7) 回廊開発アプローチのコンセプト検討

PIDA-PAP2 では Integrated Corridor Approach として、従来の輸送インフラ、水、電力、ICT のインフラ整備から、統合的な開発を志向し気候変動への対策、都市と地方の連結性、ジェンダー、雇用創出等も視野に Integrated Corridor 2.0 というコンセプトを掲げている。

JICA ではこれまで交通インフラ整備のみならず、交通結節の向上、貿易円滑化や産業開発との連携等の視点や環境社会配慮等の多面的な検討を行いハード・ソフトを組み合わせた回廊開発計画を策定してきているが、今後 DX/IoT や民間連携の視点等を含め一層検討を深め、より時代に適合した提案としていくことを考えている。上記現状を踏まえ、TICAD での発信等も見据え、JICA の回廊開発アプローチをより深化すべく現状やアフリカ発のイニシアティブへの連携等を考えつつ分析・検討を進める。

また協力方針の提案においては、回廊開発のアプローチのコンセプトの深化のみでなく、主要回廊等におけるソフト分野での協力施策や物流のボトルネック解消等につながる事業のアイデアについても調査を通じて必要性が高いものと考えられるものがあれば提案する。主要回廊は、TICAD の 3 重点回廊の他、TICADV の 5 重点地域で提示されたアフリカの角地域の回廊（ジブチ～アディスアベバ回廊、ナイル回廊）と南北回廊を含め、また PIDA-PAP2 において JICA の運輸交通、都市地域開発、産業（農業を含む）、社会（教育・保健・地方行政）セクターにおける協力アセットや協力方針等との整合性から協力可能性が高いと思われる回廊を調査の初期段階で検討し、選定することを想定している。

(8) 本邦企業等との連携可能性の模索

スマートコリドーを含め本調査結果として今後のアフリカでの回廊開発に関する協力アプローチにかかる提言に関して、本邦企業が優位性を持つ技術・資機材・システム等の導入を推奨する可能性や、本邦企業が投融資等を通じて支援を検討している事業等との連携可能性も検討すべく、日本において及び現地に進出している本邦企業（概ね 10 社程度を想定）へのヒアリング・意見交換を積極的に行う。スマートコリドーの概念については、第 5 条（5）にて後述する。

(9) 広報資料案の作成

広報資料は A4 で 2 ページまたは 4 ページ程度の概要版のブローチャー及び発表資料 (Microsoft Word 及び Power Point) と 10 ページ程度の詳細版のブローチャー及び発表資料 (Microsoft Word 及び Power Point) の 2 種類の編集可能なファイルを JICA に提出する。写真や図表を多用し、見やすくわかりやすい資料を念頭に作成されることが期待されるが、デザイン会社への再委託等は必須としない。

広報資料は手戻りを避けるため、ドラフトファイナルレポートの概要について JICA と概ね確認できてから作成に着手する。

第 5 条 調査の内容

(1) 関連資料、関連政策・計画の情報の収集・分析等

既存の文献、報告書、関連政策や計画に関する情報収集と分析を行い、本調査での調査項目の再精査や課題の確認・整理を行う。

(2) インセプションレポートの作成

調査の実施工程を含む調査計画をインセプションレポート(案)としてまとめ、JICA に説明し協議する。その後、AUDA-NEPADにも説明し、調査内容、工程等に関し意見交換を行い調査の進め方を確認する。協力が期待される関連の REGs、各国政府関係機関(対象国の回廊関係窓口機関や主に運輸省、港湾庁等を想定)にも説明し、先方からの要望で可能なものは調査計画に反映し、対応が難しいものは JICA と相談する。

(3) 既存の回廊開発 MP の効果発現の状況

特に重点 3 回廊について回廊開発マスタープラン (MP) 策定後の計画の大まかな進捗、社会・経済効果、物流の変化、国境手続きの改善、拠点開発の進展、社会インフラサービス改善等の状況について把握・整理を行う。特に回廊開発が内陸国の開発促進を大きな課題として取り込まれてきていることからその変化について意識的に調査する。その際、COVID-19 による物流への影響や、回廊開発における影響等についても情報収集・分析を行う。

これらの把握・整理においては政府関係者のみならず、物流事業者等からも改善の状況や現在の課題等について、ヒアリングを行う。物流事業者とのアポイントメント取得はコンサルタント側で実施することを想定している。

(4) PIDA-PAP2 の概要と JICA 協力アセットとの整理

PIDA-PAP2 の概要の整理として、選定コンセプト・方法等の整理、PIDA-PAP2 において注目すべき主要回廊の検討・分析を行う。また、主要回廊等における産業や社会セクター含む JICA の運輸交通、都市地域開発、産業(農業を含む)、社会(教育・保健・地方行政)セクターにおける協力アセットの整理と分析(マッピング含む)を行う。また、AUDA-NEPAD の PIDA PAP2 実施促進・モニタリング等について把握・確認する。主に Service Delivery Mechanism の一つとして PIDA Quality Label の導入に関する情報収集を行う。また、現在利用されている PIDA-PAP1 ダッシュボード (VPIC: Virtual PIDA Information Center) はあまり事業進捗等の更新がなされていないことが課題となっているが活用状況等を把握し、その課題等を分析しながら、PIDAPAP2 を取り込む形でダッシュボードの改訂・運用に JICA が関与するメリ

ットや意義、技術的課題を検討し、EAC や UEMOA での PAP2 のダッシュボード構築・運営のモデル的实施について方法案（関係者の役割分担、更新のタイミング、必要な手続き案、必要経費等）を検討する。

（５）新たな回廊開発アプローチの検討・提案

DX/IoT 技術等を活用してボトルネックの解消、インフラマネジメント、情報マネジメント等による貿易円滑化や物流サービスの改善、輸送インフラ・施設の効率的運営・維持管理につながるスマートコリドールのコンセプトを検討し、導入の可能性を検討する。また、ICT 関連の機材調達や技術協力等を通じた物流網の改善や回廊開発に資する先進的なステークホルダーマネジメント等を含むソフトインフラの強化策の検討を行う。

（６）他地域の回廊開発等の事例・経験の整理

他地域（東南アジア、南アジア、中米等）の回廊開発の経験・事例研究等を整理したうえで、PIDA-PAP2 等のインフラ整備計画の着実な実施・モニタリングに資する教訓や事例、スマートコリドー導入の経験等、アフリカ地域の回廊開発に資する教訓や事例を整理する。また、他地域の優良事例の関係者によるアフリカへの技術移転やセミナー等が有益と考える場合、（８）JICA 協力方針案の検討においてこれを含む提案を行う。

（７）インテリムレポートの作成・協議

上記までの調査結果をまとめインテリムレポートを作成し、JICA、AUDA-NEPAD に説明・協議する。コメントがあれば修正や意見交換を行う等対応する。

（８）JICA 協力方針案の検討

調査結果を元に今後の JICA のアフリカ地域での回廊分野にかかる協力方針案をまとめ、JICA と協議する。協力方針を基に、TICAD8 での発信の打ち出しについても検討し、JICA と意見交換を行う。大まかな進行予定として、10 月にインテリムレポートを確認し、意見交換後、11 月～12 月の 1, 2 か月の間に 2 週間に 1 度程度で打合せを行い協力方針案のたたき台を JICA と協議しながら更新し 12 月にドラフトファイナルレポート案にまとめた案を含める想定でいる。

（９）ドラフトファイナルレポートの作成・協議

ドラフトファイナルレポート案をまとめ JICA に説明し、確認を得たのち、AUDA-NEPAD にも共有しコメントを得る。

(10) ファイナルレポートの作成・提出

ドラフトファイナルレポートへのコメント対応をしたものを、JICAの確認を得たのち、提出する。

第6条 報告書等

作成・提出する報告書等は以下のとおり。(1)～(3)の電子データ形式での提出は電子メールやGIGAPODを通じた提出を可とする。(4)の電子データ形式は、CDでの提出を必須とするが、併せて電子メール等で提出することは妨げない。

(1) インセプションレポート

記載事項：業務実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2021年7月中旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(2) インテリムレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2021年10月上旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2021年12月中旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

(4) ファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2022年3月上旬

提出部数：製本（和文5部・英文10部・仏文10部）及び電子データ形式（CD-R 和・英・仏各2セット）

パンフレット形式の広報資料（和・英・仏、電子データ形式）

別紙：報告書目次案

報告書目次案

1. アフリカ地域回廊開発の現況
 - (1) TICADにおける回廊開発
 - (2) 重点3回廊の概要と既往調査概要
 - (3) 回廊開発の進捗、成果と課題

2. PIDA-PAP2の概要
 - (1) PIDA-PAPの経緯
 - (2) PIDA-PAP2の選定クライテリア・結果の概要
 - (3) PIDA-PAP2案件の概要、RECs・対象国の計画・政策
 - (4) PIDA-PAP2主要案件・回廊周辺でのJICA協力アセットの整理

3. スマートコリドー導入可能性の検討
 - (1) 回廊開発・物流網整備におけるDX/IoT技術等の活用可能性の検討
 - (2) 主要回廊等におけるDX/IoT技術等導入にかかる各国の期待や規制
 - (3) スマートコリドー導入の具体的検討

4. 他地域の回廊開発・物流網整備の事例・経験
 - (1) 東南アジア地域の回廊開発・物流網整備
 - (2) 南アジア地域の回廊開発・物流網整備
 - (3) 中米地域の回廊開発・物流網整備

5. JICA協力量針案の検討
 - (1) JICAの回廊開発分野での協力量針案
 - (2) TICAD8に向けた発信の方向性案

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年7月に業務を開始し、2021年10月にインテリムレポートを、2021年12月にドラフトファイナルレポートを提出し、2022年3月上旬にファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約26.0人月(M/M) (現地:16.0M/M、国内10.0M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/回廊開発(2号:評価対象者)、
- ② 物流網/ロジスティクス・バリューチェーン・サプライチェーン(3号:評価対象者)
- ③ 交通インフラ
- ④ 産業開発
- ⑤ 社会開発/社会サービス
- ⑥ スマートコリドー/スマート技術・データ管理・モニタリング(3号:評価対象者)
- ⑦ 国境手続き円滑化
- ⑧ DX/IoT

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 現時点で再委託の想定はありませんが、ご提案があればプロポーザルに記載ください。

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

- PIDA-PAP2 案件リスト

2) 公開資料

- ①PIDA-PAP1 のダッシュボード (VPIC)

<https://www.au-pida.org/pida-projects/>

- ②Elaboration of the 2021-2030 Priority Action Plan for the AU Program for Infrastructure Development in Africa (PIDA)

The Integrated Corridor Approach - "A Holistic Infrastructure Planning Framework to establish PIDA-PAP 2"

<https://pp2.au-pida.org/wp-content/uploads/2020/04/English-Analytical-Report-Integrated-Corridor-Approach-and-Selection-Criteria.pdf>

③The Integrated Corridor Approach – “A Holistic Infrastructure Planning Framework to establish PIDA-PAP 2” STRATEGIC NOTE

https://pp2.au-pida.org/wp-content/uploads/2020/04/English-Strategic-Note_Integrated-Corridor-Approach-and-Selection-Criteria-AUC.pdf

④ PIDA Quality Label の概要

<https://www.au-pida.org/download/the-pida-quality-label-pql/>

(5) 安全管理

<業務渡航の条件>

1) 渡航前

- ・各在外JICA事務所が作成する安全情報を精読し、現地情勢を理解する。

2) 滞在中

- ・移動規制時間・場所や、安全対策等について、各在外JICA事務所の指示に従う。

3) 安全な宿舎の手配

- ・各在外JICA事務所が避けたほうがよいとする宿舎での宿泊は避ける。
- ・貴重品の管理に十分注意する。
- ・渡航対象国にナイジェリアが含まれる場合、以下地域は事務所が指定するホテルのみ宿泊可能です。
 - ・アブジャ及びラゴス
 - ・ケビ州、ソコト州、ザンファラ州、カノ州、カドゥナ州、カツィナ州、ジガワ州、バウチ州、ゴンベ州、プラト州ジョス市及びその周辺、コギ州
- ・渡航対象国にコートジボワールが含まれる場合、アビジャン市においては、安全対策上宿泊可能なホテルを14ヶ所に制限しています。
また、アビジャン市以外の地方においても、宿泊先については、安全対策措置として、JICAコートジボワール事務所の個別承認が必要となります。

4) 通信手段

- ・緊急時の連絡用に必ず携帯電話を持ち歩く。

5) 移動手段

- ・各事務所で禁止する移動手段は利用せず、各事務所の指示に従う。

6) 空港利用

- ・空港の滞在時間は最小限とし、空港で夜を過ごすことは原則認められない。
- ・特に置き引きに注意する。

7) その他

- ・政治や宗教について誤解されるような発言はしない。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。

- ・ 騒乱やデモを見かけた場合はすぐにその場所から立ち去り各在外JICA 事務所に連絡する。

以 上